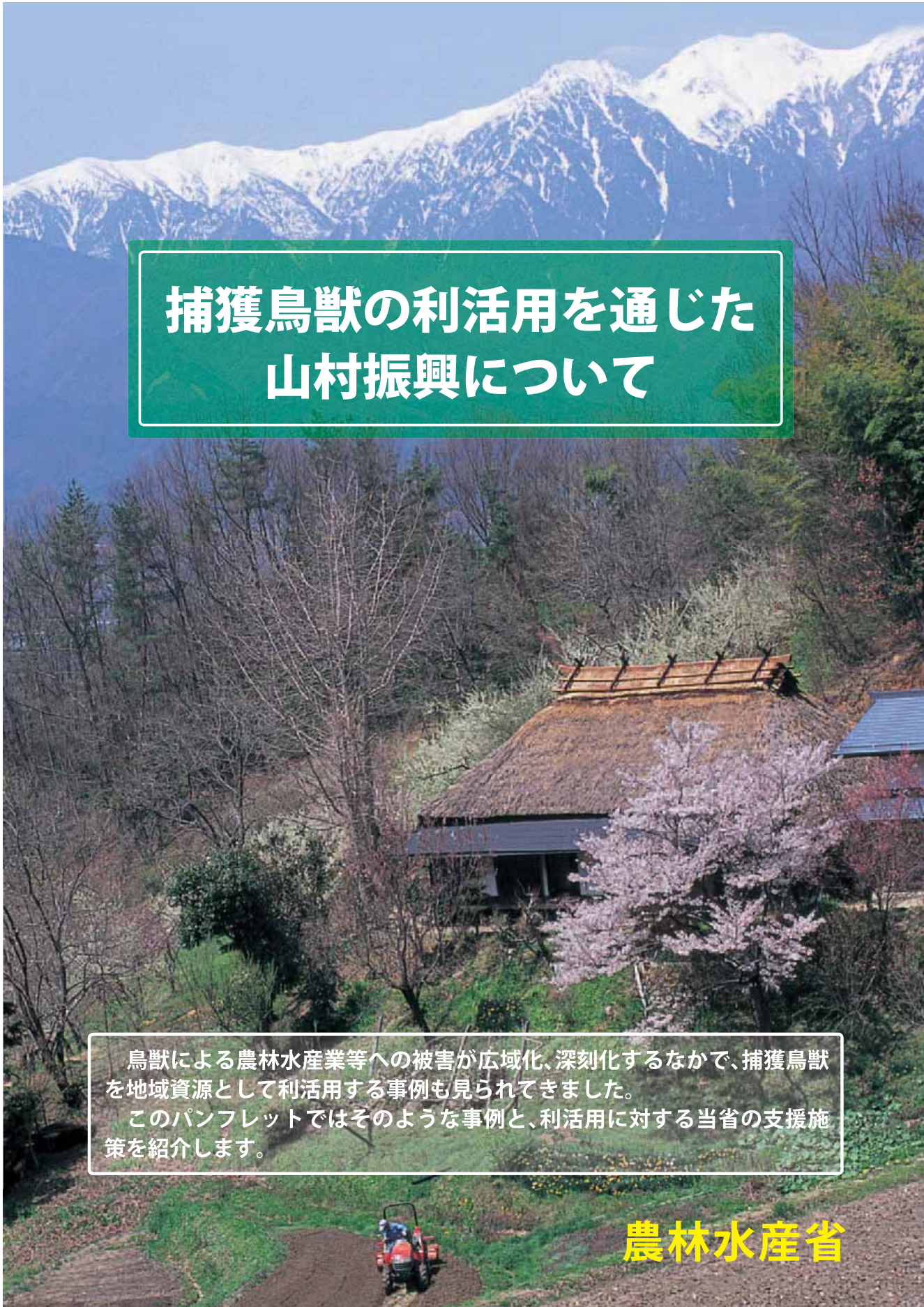




捕獲鳥獣の利活用を通じた 山村振興について

鳥獣による農林水産業等への被害が広域化、深刻化するなかで、捕獲鳥獣を地域資源として利活用する事例も見られてきました。

このパンフレットではそのような事例と、利活用に対する当省の支援施策を紹介します。

農林水産省

1. 捕獲鳥獣の利活用を巡る背景

◎鳥獣による農林水産業等被害が広域化、深刻化しており、農作物被害額もここ数年約 200 億円と高止まりで推移するなど農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えています。

◎このような鳥獣被害に対して被害防止施策を総合的・効果的に推進するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定され、平成 20 年 2 月に施行されました。

◎鳥獣対策の一つとして捕獲鳥獣の肉等を地域資源として利活用する事例も全国的に見られており、鳥獣被害防止特措法でも、捕獲鳥獣の処理施設の充実や、有効な利用方法の開発等を講じることとされています。処理加工施設整備への支援策も用意されるなど、利活用を進める体制が整いつつあります。



(写真)

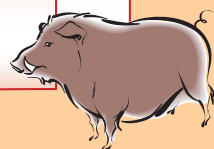
上：イノシシに荒らされた大根畑

下：エゾシカによる樹木被害



2. 捕獲鳥獣の利活用が山村に与えるメリット

- ◎新たな地域資源として、地域のイメージ、ブランド向上につなげることが出来ます。
- ◎処理加工や販売を通じて新たな雇用を生み出します。
- ◎処理に必要としたコストを、販売することで収益につなげることが出来ます。等



3. 捕獲鳥獣の利活用を円滑に進めるためのポイント

◎ 材料調達の継続的、安定的な確保

- ・捕獲鳥獣の利活用には、狩猟や捕獲による安定した供給量の確保が重要です。
- ・狩猟者との連携や、一時的に肥育する等により材料を確保している事例も見られます。

◎ 肉の品質・歩留まりの向上

- ・採算性を上げるためには、効率よく、かつ質の良い肉を多く採ることが重要です。
- ・歩留まりを向上させるため、捕獲時の損傷を極力少なくするよう努めましょう。
- ・血抜き等、捕獲後の処理が品質に大きく影響するため、適切かつ迅速に出来る体制を整えましょう。

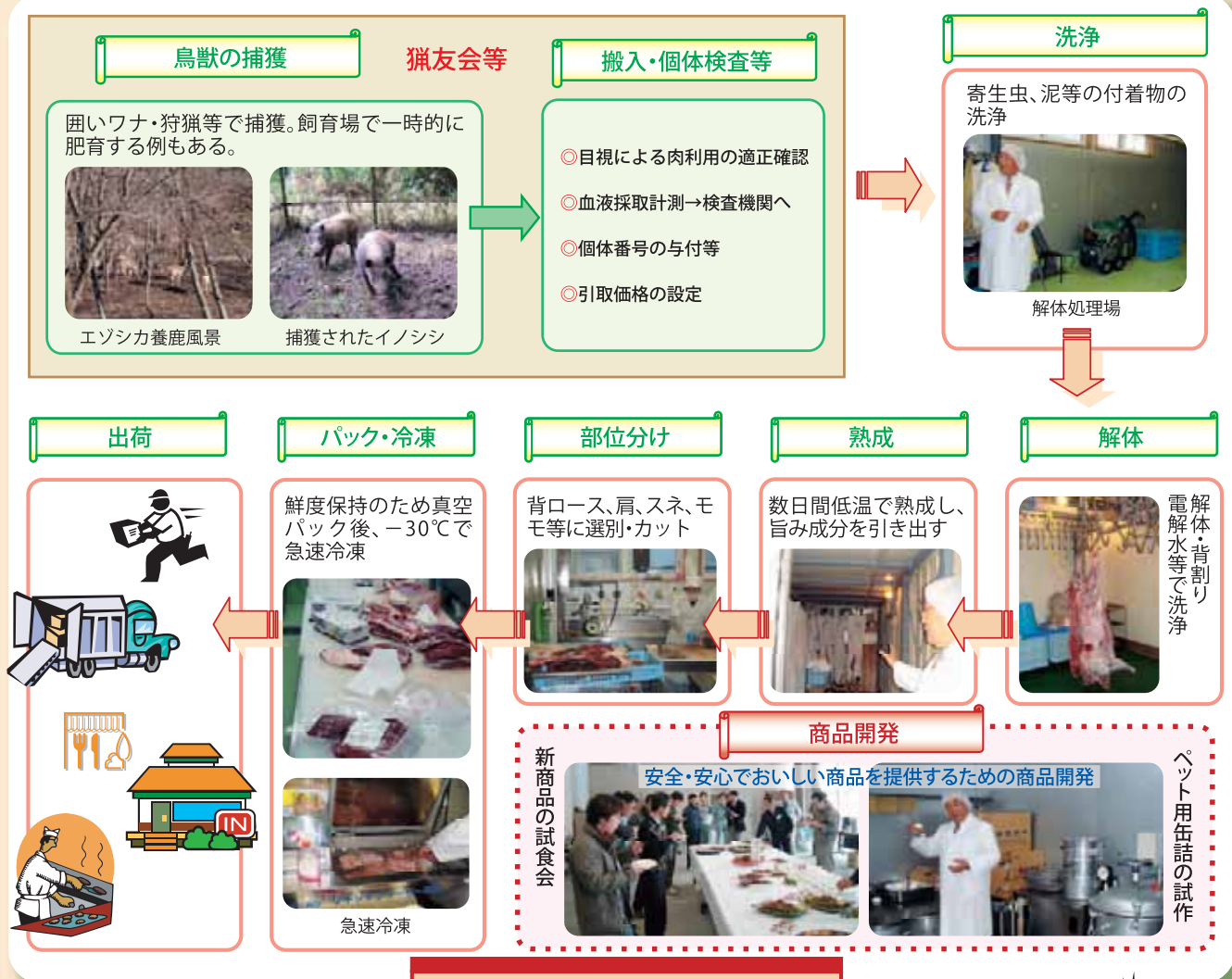
◎ 捕獲・処理加工のための人材確保

- ・損傷の少ない捕獲方法や、放血・解体・カット等の処理・加工には熟練した技術が必要となります。
- ・経験豊かな技術者の確保と育成は、品質や採算確保にも大きく影響します。
- ・専門家からの指導や研修会の開催等を通じ、技術の向上や継承に努めましょう。

◎ 商品開発と販路の確保

- ・野生鳥獣の肉は、一般的になじみが薄いため、需要を開拓することが採算確保に重要です。
- ・食べやすい商品開発や食べ方、レシピの普及・啓発に努めましょう。
- ・レストラン・旅館・ホテル等広く販路を開拓し、地域一体となった取り組みが大切です。
- ・親しみやすい商品名やジビエ料理としての活用等を通じてブランド力の向上に取り組む事例も見られます。

4. 一般的な処理加工の流れ



5. 商品開発の事例



イノシシ肉盛合



イノシシシューマイ



イノシシチャーシュー



イノシシ餃子



エゾシカシチュー



エゾシカハンバーグ



エゾシカ肉

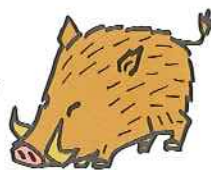


エゾシカ丼

6. 肉の利活用にあたっての留意点

◎食肉の処理、販売等に関しては、食品衛生法に基づく許可が必要となります。

◎肉の処理にあたっては、十分な加熱を伴った加工・調理を行う必要があります。
また、生肉で販売する場合には、調理の際に十分な加熱処理が必要なこと
など、正しい知識について消費者に情報提供することが重要です（※）。



◎より安全、安心な流通を確保するためには、トレーサビリティ
（捕獲～流通まで個体毎に追跡可能な体制をとること）に取り組むことも重要です（※）。

※は「野生鳥獣被害防止マニュアル」より抜粋

7. 捕獲鳥獣の処理加工施設整備への支援について

鳥獣害防止総合対策事業



市町村が作成する被害防止計画に基づく、捕獲機材の導入等による個体数調整、侵入防止柵の整備などの被害防除、緩衝帯の設置などの生息環境管理の取組を総合的に支援します。

この事業において、**捕獲した鳥獣の肉等を活用するための処理加工施設の整備**も支援対象としています。

◎実施主体：市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成する地域協議会

◎交 付 率：事業費の1／2以内（ハード事業）

※振興山村地域に対しては、55／100以内となっています。

また、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」においても、捕獲鳥獣の処理加工施設整備が交付対象として追加拡充されています。

8. お問い合わせ先

◎本パンフレットについてのお問い合わせ

→ 農林水産省 農村振興局 中山間地域振興課（調査調整班）

◎「鳥獣害防止総合対策事業」に関するお問い合わせ

→ 農林水産省 生産局 農業生産支援課（鳥獣被害対策室）

または 地方農政局 農産課 鳥獣害対策係

沖縄総合事務局 農産振興課 生産総合指導係 まで

◎「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」に関するお問い合わせ

→ 農林水産省 農村振興局農村整備官（農山漁村地域活性化支援室）

または 地方農政局 農村振興課

沖縄総合事務局 土地改良課 まで

【農林水産省 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111（代）】

